第 八 管 区 海 上 保 安 本 部 公 示 第 ７５ 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第８条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和８年１０月３０日

第八管区海上保安本部長

丹野　博信（公印省略）

１　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（１）名称　おおい町

（２）住所　福井県おおい町本郷１３６－１－１

２　水路測量を実施する区域及び期間

（１）区域　大島漁港（別添付図参照）

（２）期間　令和８年１１月２日から令和８年１１月３０日までのうち１４日間

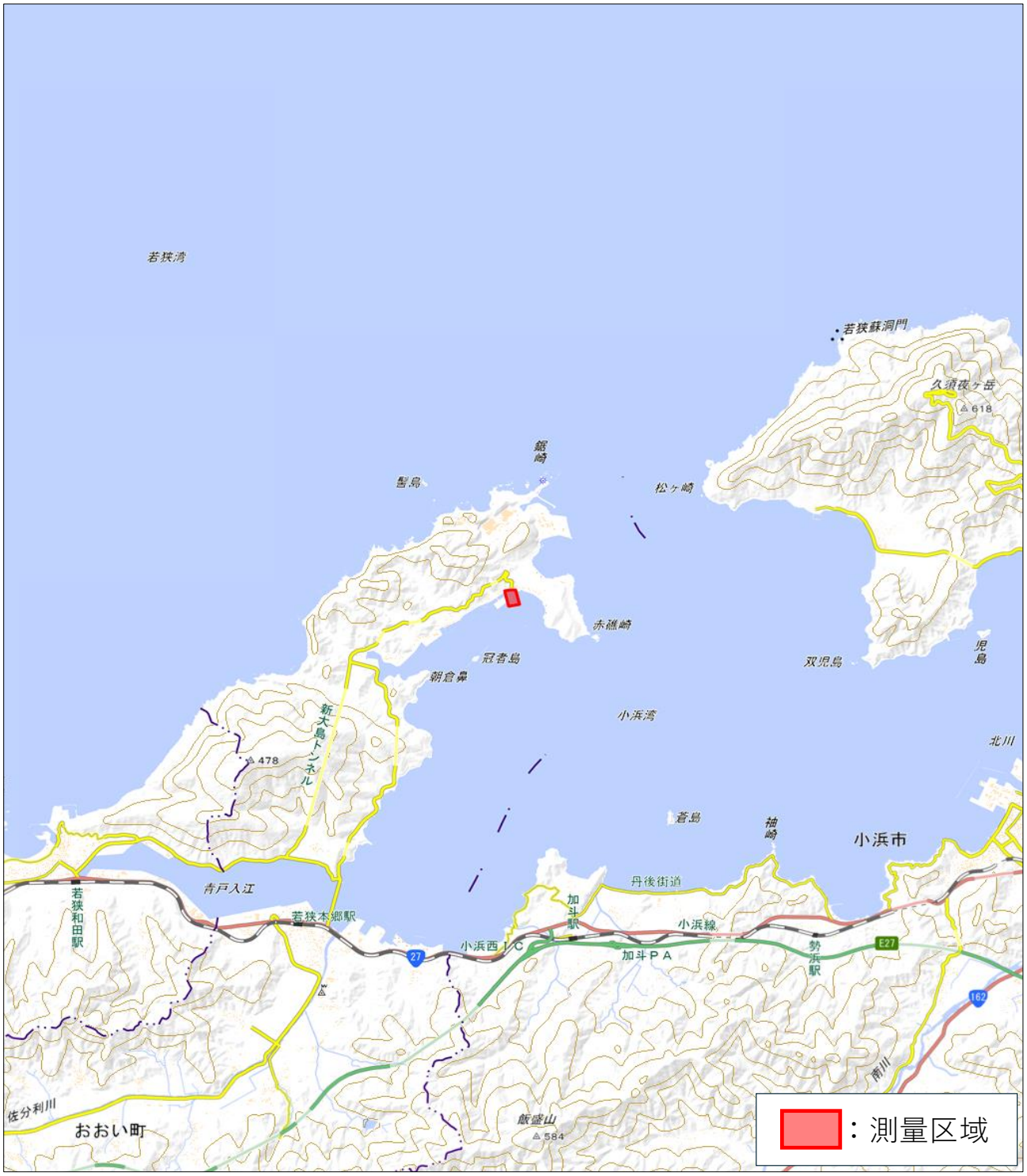
３　水路測量の実施方法

シングルビーム音響測深機による測深及びＧＮＳＳによる船位決定

４　航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第６条に定める標識を掲揚する

付　図


若狭湾
若狭湾
若狭彩洞門
久須夜ヶ岳
△618
鎧崎
松ヶ崎
鷲島
赤礁崎
冠者島
朝倉鼻
双児島
児島
小浜湾
新大島トンネル
△478
北川
蒼島
袖崎
小浜市
青戸入江
丹後街道
若狭和田駅
若狭本郷駅
加斗駅
小浜線
小浜西ＩＣ
27
加斗ＰＡ
勢浜駅
E27
162
南川
佐分利川
おおい町
飯盛山
△584
：測量区域